松田新田浄水場包括的維持管理業務委託

募集実施要領

令和７年１０月

宇都宮市上下水道局

目次

Ⅰ．　業務の概要

　Ⅰ－１．　業務の目的

　Ⅰ－２．　業務内容に関する事項

　Ⅰ－３．　企画提案に関する事項

Ⅱ．　事業者の募集及び選定に関する事項

　Ⅱ－１．　事業者の募集及び選定方法

　Ⅱ－２．　事業者の参加資格に関する事項

　Ⅱ－３．　募集に関する手続き等

　Ⅱ－４．　受託者の決定

Ⅲ．　提出書類

　Ⅲ－１．　説明会及び現地見学会参加申込時の提出書類

　Ⅲ－２．　施設確認及び資料閲覧等申込時の提出書類

　Ⅲ－３．　募集実施要領などに関する質問時の提出書類

　Ⅲ－４．　参加表明時の提出書類

　Ⅲ－５．　企画提案書類提出時の提出書類

　Ⅲ－６．　参加辞退時の提出書類

　Ⅲ－７．　諸手続きを代理人に委任する場合の提出書類

Ⅳ．　その他留意事項

　Ⅳ－１．　本業務に係る情報の提出方法

　Ⅳ－２．　募集の停止等

　Ⅳ－３．　事業者を決定しない場合

　Ⅳ－４．　参加にあたっての費用の負担

　Ⅳ－５．　提出書類の取り扱い

　Ⅳ－６．　特許権等

Ⅴ．　本業務に関する問い合わせ先

Ⅰ．　業務の概要

Ⅰ－１．　業務の目的

宇都宮市水道事業は，大正５年３月の給水開始から１００有余年の長きにわたり重要な社会資本として宇都宮市民の生活や経済産業活動を支え続けてきた。

近年，少子高齢化等による人口減少や節水機器の普及に伴い料金・使用料の減少が見込まれる一方で，激甚化・頻発化する地震や豪雨などに備えた災害対策，本格的な維持管理時代を迎え増加する施設の更新需要や脱炭素社会の構築に向けた対応など，達成すべき課題が高度化，多様化し続け，今後さらに厳しい経営環境の到来が予測されている。

　また，上下水道局内においては熟練職員の人事異動や退職に伴い，ノウハウの喪失や職員一人あたりの業務量増加が懸念されている。

　このような状況のもと，水道施設の維持管理においては，安全で安心な水道水を供給し続けるためには，高度なノウハウを有する民間事業者からの技術協力が不可欠となっているだけでなく，これらを活用することにより公共用水域の水質の保全と施設管理の効率化を図ることが期待されている。

本業務は，民間事業者の卓越した技術力や創意工夫により水道水の安全性確保や運転管理の効率化，運用コストの縮減のみならず，中長期的な施設の安定稼働に向けた維持保全に取り組むことで持続可能な水道事業の実現を目的とするものである。

Ⅰ－２．　業務内容に関する事項

1. 業務の名称

　　　松田新田浄水場包括的維持管理業務委託

　　⑵　公共施設等の管理者の名称

　　　宇都宮市上下水道局　上下水道事業管理者　大竹　信久

　　⑶　業務実施場所

　　　宇都宮市今里町・宮山田町

　　⑷　対象施設

　　　松田新田浄水場・高間木取水場

　　⑸　対象業務範囲

　　　対象施設の運転管理業務，保全管理業務を中心とした維持管理業務等

　　　①　運転管理業務

　　　②　巡視点検業務

　　　③　保全管理業務

　　　④　その他業務

　　　⑤　補修修繕

　　　⑥　ユーティリティ調達等業務

　　　⑦　災害及び緊急時対応業務

　　　⑧　関連業務

　　⑹　委託方式

本業務は，水道事業に関する業務を複数包含するものであり，水道法上の責任はすべて水道事業者が負う包括的維持管理業務委託である。運転管理及び維持管理業務を「性能規定」により包括的に委託するものであり，範囲の詳細については，要求水準書及び性能仕様書に記載するものとする。

　　⑺　委託期間

令和８年４月１日（水）から令和１１年３月３１日（土）

上記期間を本業務の委託期間とする。

また，委託契約締結の日から令和８年３月３１日（火）までを業務準備期間とし，受託者は宇都宮市上下水道局及び個別業務委託の前受託者より業務の引き継ぎを受け，業務の習熟に努めるものとする。なお，業務準備期間に係る受託者の費用は，受託者が負担するものとする。

　　⑻　業務実施スケジュール

業務に実施にあたっては，以下の「表Ⅰ-１　業務実施スケジュール」による。

表Ⅰ-１　業務実施スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 予定 |
| 契約締結 | 令和８年１月初旬 |
| 業務準備期間 | 契約締結日～令和８年３月３１日（火） |
| 委託期間 | 令和８年４月１日（水）～令和１１年３月３１日（土） |
| 契約終了 | 令和１１年３月３１日（土） |

　　⑼　委託の上限価格

本業務に係る委託料の上限価格は次のとおりである。

１，５３４，０２７，０００円（消費税及び地方消費税含む）

※　委託料の上限価格を超過した見積価格が記載された企画提案書を提出した場合は，「失格」とし，提案内容の評価は行わない。

　　⑽　許認可等の取得に関する事項

本業務の実施に関し，許認可等の申請・届出は市が行うが，書類等の作成にあたっては受託者が市を支援すること。なお，事業者が自ら行うべき申請・届出については，市が受託者を支援する。

　　⑾　遵守すべき関係法令等

本業務の実施にあたり，受託者は関連する最新版の各種法令（施行令及び施行規則等を含む），条例，規則，要綱，基準等を遵守しなくてはならない。

なお，以下に本業務に関する主な関連法令等を示す。

・　水道法（昭和32年法律第177号）

・　河川法（昭和39年法律第167号）

・　建築基準法（昭和25年法律第201号）

・　消防法（昭和23年法律第186号）

・　電気事業法（昭和39年法律第170号）

・　環境基本法（平成5年法律第91号）

・　水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

・　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

・　大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）

・　電波法（昭和25年法律第131号）

・　計量法（平成4年法律第51号）

・　毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）

・　浄化槽法（昭和58年法律第43号）

・　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）

・　国等による環境物品等の調達等に関する法律（平成12年法律第100号）

・　労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

・　労働基準法（昭和22年法律第49号）

・　労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）

・　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）

・　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）

・　職業安定法（昭和22年法律第141号）

・　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

・　その他関係ある法令等

Ⅰ－３．　企画提案に関する事項

本業務に関する企画提案をしようとする者（以降，「応募者」という。）は，本業務の目的を達成するため，以下の４つの基本理念を念頭に⑴から⑶の項目を網羅するよう具体的な提案を行うこと。

【基本理念】

・　安全な水道水を安定的に供給し続ける力

・　予防保全を行える力

・　水道水の安全性の担保

・　コスト縮減策

【提案項目】

⑴　実施方針

①　業務実施方針について

効率的かつ安全性を確保した業務実施のための業務実施方針を提案すること。

②　要求事項に対する管理基準について

別添の要求水準書に記載の要求事項に対する管理基準を提案すること。また，要求水準未達とならないための対策及び管理基準未達の場合の対応についてそれぞれ提案すること。

③　リスクマネジメントについて

業務と責任分担（性能仕様書　別紙15）に基づき，リスクマネジメントの提案を行うこと。

⑵　体制及び実績

①　実務業務体制について

　業務を実施するため実施方針に基づき，必要な組織体制及び人員配置計画を提案すること。また，人員配置計画においては，配置技術者（業務総括責任者や主任技術者等）による適切な技術的判断や確認を行えるよう配置するとともに，必要とされる資格及び有資格者数を明記すること。

②　受託実績について

これまでに行った同種・類似業務の詳細な実績について明記すること。

⑶　企画提案

企画提案については，「業務実施計画」として以下の項目を網羅するよう記載すること

①　運転管理について

安定した運転管理を実施するため，実施方針に基づき以下の５点を網羅する運転管理計画の提案を行うこと。

ア　運転管理方針

実施方針に基づく運転管理方針を提案すること

イ　運転管理体制

勤務体制や勤務時間，人員配置等について提案すること

ウ　月間及び年間の運転実施計画

別添の要求水準書や性能仕様書に基づく実施計画を提案すること。

エ　運転実施方法

別添の要求水準書や性能仕様書に基づく運転実施方法について記述すること。

オ　業務従事者に対する研修及び資格取得計画

業務従事者の運転管理に関する技能保持や各々の技術力向上を図るための研修や資格取得計画を作成すること

②　物品調達管理について

安定的かつ緊急時などに即応できる物品調達管理を実施すること。このことに際し，以下の２点に留意し，提案を行うこと。

ア　安定的に品質を確保できる調達方法及び管理体制を構築すること。

イ　保守点検時はもちろんのこと故障復旧時や緊急時等を考慮した消耗品類の調達計画を提案すること。

③　保守管理業務について

ア　保全管理体制について

施設機能の安定化を図るための体制を提出すること。

（施設の安定稼働を図るため，具体事例に合わせた保全管理体制を確立すること）

イ　保守点検計画について

実務実施計画に基づき実施される保守点検について，点検周期や結果等を基に設備機能が効果的で効率的に維持することのできる手法等について提案すること。

ウ　効果的かつ効率的な修繕の実施について

施設の故障等に際し，人員配置計画に基づき適切に対応するとともに迅速な機能回復若しくは市への報告が必要不可欠である。このことから，修繕対応の判断基準や連絡体制等について明記すること。また，故障による運転管理への重大事象が発生しないよう日常的な予防保全手法についても併せて提案すること。

④　危機管理及び安全対策について

・　異常時・緊急時における人員配備計画及び緊急連絡体制を提出すること。

・　通常時及び災害時に必要と考えられる資機材の確保と管理方法の計画を提出すること。

⑤　管理方法及びコスト縮減等の工夫，効率的な手法等について

・　効率的かつ実施可能な業務改善方策，コスト縮減策を提出すること。

・　施設管理レベルや業務実施レベルの向上，効率的に役立つ有効な提案を行うこと。

Ⅱ．応募者の募集及び選定に関する事項

Ⅱ－１．　応募者の募集及び選定方法

本業務は，本募集実施要領を踏まえ水道施設の運転管理及び維持管理業務を行うものである。応募者の募集及び選定方法は，応募者の高度な技術と優れた創意工夫やノウハウを生かした提案に対し，業務の実現可能性や有効性，有用性などを総合的に評価して選定するため，公募型プロポーザル方式（以下，「本プロポーザル」という。）によるものとし，最も優れた提案を行った応募者を優先交渉権者として選定する。

Ⅱ－２．　応募者の参加資格に関する事項

⑴　応募者の構成等

ア　応募者は，水道施設の運転及び維持管理することのできる企画力，資力，社会的信用度，技術的能力，施設運営能力等を有する単独の法人又は複数の法人により構成されるグループ（以下，「応募グループ」という。）とする。

イ　業務提案書提出以降の応募グループの構成法人の変更及び追加は認めない。

ウ　応募グループの場合は，構成法人の中から応募手続きを行う代表法人を定め，参加資格審査書類提出時に明らかにするものとします。応募グループの代表法人は，契約協議など宇都宮市上下水道局（以下，「局」という。）との調整・協議等における窓口役を担うほか，本業務における構成法人の責務すべてについて連帯して責任を負うものとする。

エ　応募グループである代表法人及び構成法人は，他の単独での応募者又は他のグループの代表法人及び構成法人になることができない。

⑵　協力法人等の選定

ア　応募者（単独の法人又は応募グループのすべての構成法人）は，応募者以外の者を協力法人として，本業務の開始後，直接，業務の一部を請け負わせることができる。

イ　応募者は，宇都宮市暴力団排除条例（平成２３年条例第３７号）に定める暴力団員又は栃木県暴力団排除条例施行規則（平成２３年栃木県公安委員会規則第１号）第３条に定める密接関係者と不適切な関係を有すると認められる者を，協力法人又は，資材，原材料の購入契約その他の契約相手方（以下，「協力法人等」という。）としてはならない。これらの事実が確認された場合，局は次の措置を講じるものとする。

・　応募の段階で発覚した場合，応募者は参加資格を失い失格とする。

・　優先交渉権者に選定された後に発覚した場合，優先交渉権者と契約を締結しない。

・　業務開始後に発覚した場合は，事業者との契約を解除する。

⑵　参加資格の要件

応募者は，⑴－アからエまでの要件をすべて満たす者であり，次のアからスまでの項目の要件を全て満たすものとする。

ア　宇都宮市入札参加資格等に関する要綱（平成１７年３月３１日告示第１６４号）第２条に規定する令和７年度から令和１０年度入札参加資格者名簿に記載の取扱種目のうち，施設・設備等の維持管理業務に登録のある者であること。

イ　水道事業（上水道に限る）又は，水道用水供給事業における維持管理業務（浄水処理施設を，浄水場等において２４時間連続して常駐し運転管理を行う業務）を元請として２年以上継続して履行した実績を有するものであること。

ウ　前項にある浄水処理施設の処理能力については，４万４千㎥／日以上であること。

　また，前項の運転管理の中には配水量２１万１千㎥／日以上の水運用※も含まれていること。

※水運用とは，安定的給水を目的に，遠隔操作により制御所などの弁を操作し，複数ある配水系統間で相互に水を融通すること。

エ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していないこと。

オ　宇都宮市入札参加停止等措置要領に基づき，入札参加保留又は入札参加停止期間中でないこと。

カ　宇都宮市暴力団排除条例に定める暴力団員又は栃木県暴力団排除条例施行規則第３条に定める密接関係者と不適切な関係を有していないこと。

キ　業務条例第２０条第２項第２号に定める役員が禁錮以上の刑に処せられた者でないこと。また，その刑の執行を終わり，又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過していること。

ク　建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２６条第２項の規定による事務所の閉鎖命令を受けていないこと。

ケ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき，更生手続開始の申立てをなされている法人でないこと。ただし，同法に基づく再生計画認可の決定を受けている法人を除く。

コ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき，再生手続開始の申立てをなされている法人でないこと。ただし，同法に基づく再生計画認可の決定を受けている法人を除く。

サ　破産法（平成１６年法律第７５号）に基づき，破産手続開始の申立てがなされている法人でないこと。

シ　本業務の募集実施要領の公表日から起算して，過去３年以上営業を行っていると認められない法人でないこと。

ス　事業者選考委員会の委員が，経営又は運営に直接関与している法人でないこと。

　　⑶　参加資格の判定基準日

申し込みに必要な書類の提出日とする。

　　⑷　応募者が参加資格を喪失した場合の取り扱い

ア　参加受付日から優先交渉権者決定日までの間に，応募者に上記「⑵　参加資格の要件」に示す参加資格要件を欠く事態が生じた場合は，当該応募者は原則として失格とする。

ただし，応募グループによる応募の場合は，当該応募グループの申し出により局の承認を条件として，参加資格要件を欠く構成法人（ただし，代表法人を除く。）の変更ができるものとする。

イ　優先交渉権者決定日から本業務の契約締結日までの間に，優先交渉権者に「⑵　参加資格の要件」に示す参加資格要件を欠く事態が生じた場合には，局は本業務に係る契約締結を行わない。

ただし，応募グループによる応募の場合は，当該応募グループの申し出により局の承認を条件として，参加資格要件を欠く構成法人（ただし，代表法人を除く。）の変更ができるものとする。

Ⅱ－３．　募集に関する手続き等

⑴　事務局について

募集に関する手続等については，宇都宮市上下水道局水道管理課　松田新田・今市浄水場内に「事務局」を設置するものとする。

⑵　募集に関する手続き等において，提出方法は以下のとおりとする。

ア　書面等の持参

　　・　提出場所　　栃木県宇都宮市今里町１１８８番地２

　　　　　　　　　　　宇都宮市上下水道局水道管理課

松田新田浄水場　２階　事務局（事務室内）

イ　書面等の郵送

　　・　郵送場所　　郵便番号３２１－０４０２

栃木県宇都宮市今里町１１８８番地２

　　　　　　　　　　　　宇都宮市上下水道局水道管理課

松田新田・今市浄水場事務局　宛

ウ　電子メールによる提出

　　・　メールアドレス　u43303000@city.utsunomiya.tochigi.jp

　　　※　電子メール件名については，各項に記載のとおりとする。

⑶　募集及び選定などの日程

募集及び選定などの日程については，以下の「表Ⅱ-１　募集日程等」による。

表Ⅱ-１　募集日程等

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 日　　程 |
| 募集の公告及び関係書類の公表 | 令和7年１０月２日（木） |
| 説明会及び現地説明会 | 令和７年１０月１４日（火） |
| 施設確認及び資料閲覧 | 令和７年１０月１４日（火）～　令和７年１０月２９日（水） |
| 募集実施要領等に関する質問の受付 | 令和７年１０月２２日（水）～　令和７年１０月２９日（水） |
| 募集実施要領等に関する質問の回答公表 | 令和７年１１月７日（金） |
| 参加表明書及び参加資格確認書類の受付 | 令和７年１１月１２日（水）～　令和７年１１月１８日（火） |
| 参加資格確認結果の通知 | 令和７年１１月２５日（火） |
| 企画提案書の受付 | 令和７年１２月３日（水）～　令和７年１２月１６日（火） |
| プレゼンテーション及びヒアリング | 令和７年１２月下旬から令和８年１月上旬 |
| 選考結果の通知 | 令和８年１月１３日（火） |
| 契約締結 | 令和８年１月下旬 |
| 審査結果及び審査講評の公表 | 令和８年１月下旬 |

⑷　募集公告及び関係書類の公表

　　・　募集公告　　　　令和７年１０月２日（木）

　　・　関係書類の公表　令和７年１０月２日（木）

⑸　説明会及び現地説明会

参加希望者に対し，以下のとおり説明会及び現地見学会を実施する。参加を希望する者は，事前に説明会・現地見学会参加申込書（様式1）を作成し，事務局に申し込みをすること。また，電子メールにより申し込みする場合は，件名を「説明会及び現地説明会参加申し込みについて」とすること。

　　・　説明会日程　　　令和７年１０月１４日（火）

　　・　説明会会場　　　松田新田浄水場２階大会議室

　　・　現地説明会日程　令和７年１０月１４日（火）

　　・　現地説明会会場　松田新田浄水場

※　申し込みについては，令和７年１０月１０日（金）１２：００までに事務局必着のこと

⑹　施設確認及び資料閲覧

施設確認及び資料閲覧については，事前に施設確認及び資料閲覧申込書（様式2）を作成し，事務局に申し込みをすること。また，電子メールにより申し込みする場合は，件名を「施設確認及び資料閲覧について」とすること。

　　・　施設確認日程　　令和７年１０月１４日（水）から令和７年１０月２９日（水）

　　・　資料閲覧日程　　令和７年１０月１４日（水）から令和７年１０月２９日（水）

　　・　資料閲覧場所　　松田新田浄水場２階事務局

⑺　募集実施要領等に関する質問の受付

募集実施要領等に関する質問がある場合は，募集実施要領等に関する質問書（様式3）に記載の上，事務局に提出すること。電子メールにより提出する場合は，件名を「募集実施要領等に関する質問について」とすること。

　　・　質問の受付期間　令和７年１０月２２日（水）から令和7年１０月２９日（水）

※　持参または電子メールでの提出は，期間中の午前９時から午後５時（正午から午後１時までを除く）まで，郵送の場合は締切日消印有効。

⑻　募集実施要領等に関する質問の回答公表

　　・　回答の公表期間　令和７年１１月７日（金）

　　・　回答の公表方法　ＨＰ上での公表

⑼　参加表明書，参加資格確認書類の受付期間

　　・　受付期間　　　　令和７年１１月１２日（水）から令和７年１１月１８日（火）

（土・日・祝日を除く）

　　・　提出の方法　　　持参又は郵送で提出すること。持参の場合は期間中の午前９時から午後５時（正午から午後１時までを除く）まで，郵送の場合は締切日消印有効。

・　提出先　　　　　事務局

※　応募者は，参加資格に関する確認のため，参加表明書（様式4-1，様式4-2）を提出すること。

⑽　資格参加確認結果の通知

参加資格確認書類の受付後，参加資格の有無を確認審査し，令和７年１１月２５日（火）以降を目途に，応募者（応募グループの場合は，代表法人のみ）に対して，「参加資格審査結果通知書」により参加資格の有無の結果を通知します。

なお，参加資格が「なし」：の結果の応募者に対しては，その理由を付して通知します。

⑾　企画提案書の受付期間

参加資格審査を通過した応募者からの企画提案書については，以下の期間に受け付ける。

　　・　受付期間　　　　令和７年１２月３日（水）から令和７年１２月１６日（火）

（土・日・祝日を除く）

・　提出の方法　　　持参又は郵送で提出すること。持参の場合は期間中の午前９時から午後５時（正午から午後１時までを除く）まで，郵送の場合は締切日消印有効。

※　提出された企画提案書等については，いかなる理由があっても返却しない。

※　企画提案受付以降に参加資格を喪失したことが判明した場合は，提案受付を取り消すものとする。

Ⅱ－４．　受託者の決定

⑴　委員会の設置

局が設置する「水道施設包括的維持管理業務委託プロポーザル審査委員会（以下，「委員会」という。）」において，企画提案書の内容について審査を行うものとする。委員会の委員は，局の職員により構成されている。委員会の会議は，非公開とする。

なお，応募者，その他これらと利害関係にある者が優先交渉権者等の選定に関して自己に有利になる目的のため，委員会の委員に対して接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

⑵　プレゼンテーション及びヒアリングの実施

業務提案内容等の審査にあたっては，応募者によるプレゼンテーション及びヒアリングを下記期間にて実施する。実施日は令和７年１２月上旬頃を目途に応募者に通知する。

・　実施日　　　　　令和７年１２月下旬から令和８年１月上旬

・　実施時間　　　　プレゼンテーション及びヒアリングを含み１時間程度

⑶　審査内容及び優秀提案者の選定

企画提案書の審査は，企画提案書に記載の提案内容について「定性的事項（提案内容に係る評価）」と「定量的事項（提案価格に係る評価）」に関して総合的な評価を行うものであり，委員会は，予め定めた提案評価基準に基づき，参加資格の確認並びに企画提案書について審査を行い，優秀提案者を選定する。

⑷　優先交渉権者の決定

局は，委員会の審査により選定された優秀提案者の結果を踏まえ，優先交渉権者を決定する。

⑸　選考結果の通知

優先交渉権者等の決定後，全ての応募者（応募グループの場合は，代表法人のみ）に対し，審査結果及び点数を文章で通知するとともに，令和８年１月上旬を目途に優先交渉権者を決定した旨をホームページにて公表する。

⑹　契約締結

　　市は，優先交渉権者と契約交渉を行い，業務契約を締結する。

⑺　審査結果及び審査講評の公表

市は，優先交渉権者が業務契約を締結しないときは，企画提案審査結果の上位者から順に契約交渉を行う場合がある。

Ⅲ．　提出書類

Ⅲ－１．　説明会及び現地見学会参加申込時の提出書類

説明会及び現地見学会の参加を申し込む時は，以下の「表Ⅲ-１　説明会及び現地見学会参加申込時の提出書類」に示す書類を２部提出すること。

表Ⅲ-１　説明会及び現地見学会参加申込時の提出書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 様式 | 作成要領等 |
| 説明会・現地見学会参加申込書 | 様式1 | 提出は任意（希望者のみ提出）。 |

Ⅲ－２．　施設確認及び資料閲覧等申込時の提出書類

施設確認及び資料閲覧等を希望する時は，以下の「表Ⅲ-２　施設確認及び資料閲覧等申込時の提出書類に示す書類」を１部提出すること。

表Ⅲ-２　施設確認及び資料閲覧等申込時の提出書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 様式 | 作成要領等 |
| 施設確認・資料閲覧等申込書 | 様式2 | 提出は任意（希望者のみ閲覧可能）。 |

Ⅲ－３．　募集実施要領などに関する質問時の提出書類

募集実施要領等の内容に関して質問がある時は，以下の「表Ⅲ-３　募集実施要領等に関する質問時の提出書類」に示す書類を提出すること。

表Ⅲ-３　募集実施要領等に関する質問時の提出書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 様式 | 作成要領等 |
| 募集実施要領等に関する質問書 | 様式3 | ・提出は任意（質問がある者のみ提出）。・質問は様式1枚につき一件とするため，質問が複数ある場合は，様式を複写して用いること。 |

Ⅲ－４．　参加表明時の提出書類

プロポーザルへの参加を表明する時は，以下表の「Ⅲ-４　参加表明時の提出書類」に示す書類を２部提出すること。

表Ⅲ-４　参加表明時の提出書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 様式 | 作成要領等 |
| 参加表明書 | 様式4-1 | ・単独企業用。必須項目を漏れなく記載し，必ず押印すること。 |
| 様式4-2 | ・グループ企業用。必須項目を漏れなく記載し，必ず押印すること。 |
| 提出書類 | 様式 | 作成要領等 |
| 参加資格確認書 | 登記簿謄本 | - | 募集公告日に以降に交付されたもの。 |
| 定款 | - | 最新のもの。 |
| 会社概要 | - | 最新のもの。 |
| 営業所表 | 様式5 | 最新のもの。 |
| 水道施設の維持管理業務実績 | 様式6 | 履行した実績を確認できる契約書，仕様書等の写しを添付すること。 |
| 保有する技術者の状況 | 様式7 | 必須事項を漏れなく記載すること。 |
| 配置予定従業員調書（業務実施体制） | 様式8 | 必須事項を漏れなく記載すること。 |

Ⅲ－５．　企画提案書類提出時の提出書類

⑴　企画提案書類提出時の提出書類

提出書類の作成に当たっては，市から特別な指示がない限り，次の事項に留意すること。

①　事業者を特定できるような表現や企業名は用いないこと。

②　各様式に定める枚数以内で，簡潔かつ明瞭に記述すること。なお，各様式以外に付属資料や図面等を巻末に添付する場合は，本文中に参照箇所を明示すること。

③　A4版ファイル綴じとする。A3版はA4版に折り込むこと。

④　使用する言語は日本語，単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの，通貨は日本円，時刻は日本標準時とする。

⑤　Microsoft Word又はExcel形式（Windows版，バージョンは2007以降）により作成することを基本とする。ただし，提出書類に貼付する図表及び図面については，この限りでない。

⑥　原則として横書きで記載すること。

⑦　使用する文字サイズは10.5ポイント以上とする。ただし，図表中及び図面中の文字サイズについては，この限りでない。

⑧　各様式中に掲げる指示を十分に踏まえること。

⑨　原則として再生紙を使用すること。

⑵　提出書類

企画提案書類提出時は，以下の「表Ⅲ-５　企画提案書提出時の提出書類」に示す書類を提出すること。提出部数は，企画提案書類提出届（様式9）については1部，企画提案書については10部（正本1部，副本9部）とする。

表Ⅲ-５　企画提案書提出時の提出書類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 提出書類 | 様式 | 枚数 | 作成要領等 |
| 企画提案書類提出届 | 様式9 | - | 必要事項を漏れなく記載し，必ず押印すること。 |
| 企画提案書 | 企画提案概要 | 様式10-1 | A31枚 | 様式に記載している事項に従い，提案内容を記述すること。 |
| 業務実施コンセプト | 様式10-2 | A42枚 | 様式に記載している事項に従い，提案内容を記述すること。 |
| 業務実施体制 | 様式10-3 | A42枚 | 様式に記載している事項に従い，提案内容を記述すること。 |
| 担当予定従業員の資格・経験 | 様式10-4 | A42枚 | 様式に記載している事項に従い，提案内容を記述すること。 |
| 受託実績 | 様式10-5 | A44枚 | 様式に記載している事項に従い，提案内容を記述すること。 |
| 各業務の要求事項に対する考え方及び具体的な業務実施計画 | 様式10-6 | A410枚 | 様式に記載している事項に従い，提案内容を記述すること。 |
| 危機管理安全対策 | 様式10-7 | A44枚 | 様式に記載している事項に従い，提案内容を記述すること。 |
| 管理方法及びコスト縮減等の工夫，効果的な手法等 | 様式10-8 | A44枚 | 様式に記載している事項に従い，提案内容を記述すること。 |
| 地域貢献，社会貢献に関する提案 | 様式10-9 | A42枚 | 様式に記載している事項に従い，提案内容を記述すること。 |
| 見積価格と積算根拠 | 様式10-10 | - | 様式に記載している事項に従い，提案内容を記述すること。 |
| 企画提案書の電子データ | - | - | 上記企画提案書を通しで印刷できるようにしたPDF形式データ一式をCD-ROMに収納し，提出すること。 |

Ⅲ－６．　参加辞退時の提出書類

プロポーザルへの参加を辞退する場合は，以下の「表Ⅲ-６　参加辞退時の提出書類」に示す書類を1部提出すること。

表Ⅲ-６　参加辞退時の提出書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 様式 | 作成要領等 |
| 辞退届 | 様式11 | 必須事項を漏れなく記載し，必ず押印すること。 |

Ⅲ－７．　諸手続きを代理人に委任する場合の提出書類

諸手続を代理人に委任する場合は，以下の「表Ⅲ-７　諸手続を代理人に委任する場合の提出書類」に示す書類を1部提出すること。

表Ⅲ-７　諸手続を代理人に委任する場合の提出書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 様式 | 作成要領等 |
| 委任状 | 様式12 | ・書類の提出等の手続きを代理人より行う場合は提出すること。・必須事項を漏れなく記載し，必ず押印すること。 |

Ⅳ．　その他留意事項

Ⅳ－１．　本業務に係る情報の提供方法

本業務に係る情報の提供方法は，宇都宮市上下水道局及び宇都宮市のホームページを通じて行う。ホームページのアドレスは次のとおりである。

・　宇都宮市上下水道局

https://www.city.utsunomiya.lg.jp/josuido/index.html

・　宇都宮市

https://www.city.utsunomiya.lg.jp/

Ⅳ－２．　募集の停止等

競争入札妨害または談合行為の疑い，不正又は不誠実な行為などにより募集を公正に執行できないと認められる場合，競争を確保しえないと認められる場合，または本業務の実施名用及び募集手続の内容に変更が生じた場合は，募集の執行延期，再公告または中止などの対処を図る場合がある。

Ⅳ－３．　事業者を決定しない場合

事業者の募集及び選定の過程において，参加希望者または参加者がない，あるいはいづれの参加者の提案によっても本業務を実施することが適当でないと判断された場合には，その旨を速やかに公表する。

Ⅳ－４．　参加にあたっての費用の負担

参加にあたっての費用は，提案書の作成を含めすべての参加希望者または参加者の負担とする。

Ⅳ－５．　提出書類の取り扱い

⑴　著作権

参加者から提案された企画提案書の著作権は，当該参加者に帰属する。ただし，市は，事業者選定の結果の公表に際して，必要な範囲で参加者の企画提案書の一部を無償で使用する。この場合，技術・商業上のノウハウは公表しないほか，選定した事業者以外の参加者の提案に係る審査結果については，参加者名が特定できないように可能な範囲で配慮する。

⑵　提出書類の返却

参加希望者または参加者から提出された書類は返却しない。

Ⅳ－６．　特許権等

提案に用に含まれる特許権，実用新案権，意匠権，商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法，管理方法などを使用したことにより生じる責任は，特段の定めがある場合を除き，当該提案を行った参加者が負う。

Ⅴ．　本業務に関する問い合わせ先

宇都宮市上下水道局　水道管理課　松田新田・今市浄水場

担当　　阿久津

所在地　　栃木県宇都宮市今里町1188-2

電話　　028－674－2259

ファックス　　028-674-2259

電子メール　　u43303000@city.utsunomiya.tochigi.jp

ＵＲＬ　　https://www.city.utsunomiya.lg.jp/josuido/index.html